

不利益処分の処分基準

(整理番号：121413)

平成 30 年 8 月 31 日作成

1. 法令名・根拠条項	① 道路運送法 第 43 条第 1 項（特定旅客自動車運送事業）
2. 不利益処分の概要	無許可の特定旅客自動車運送事業行為に係る指示
3. 処分基準	<p>一般旅客自動車運送事業とは乗合旅客運送や貸切り旅客運送などをするもの、特定旅客自動車運送事業とは特定の者の需要に応じて一定の範囲の旅客を運送するものをいい、いずれも「旅客自動車運送事業」である。</p> <p>利用者を当該利用者の自動車により乗車させて利用者を目的地まで運送を行うという自動車運転代行業本来の形態による利用者の運送行為であれば、道路運送法第 2 条第 3 項の「自動車を使用して」事業を行う場合に該当しないため、旅客自動車運送事業には該当しない。</p> <p>しかし、無許可の一般旅客自動車運送事業行為の場合と同様に、その行為が例え一定の範囲であっても、利用者の運送が自動車運転代行業者又はその従業員等の自動車により行われている場合は、当該自動車運転代行業者は本来の代行運転役務の提供とは別に、主体的な立場において当該自動車を運行の用に供することにより旅客運送を行っているものであるため、このような形態（いわゆる A B 間輸送行為）による利用者の運送行為を反復継続の目的をもって有償で行っている自動車運転代行業者は、道路運送法第 43 条の特定旅客自動車運送事業を営業者に該当し、必要な道路運送法第 43 条の許可を受けていない場合は、道路運送法第 43 条第 1 項に反する違反行為（タクシー類似行為）となる。</p>
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当 G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ